

知っておきたい安衛法

公益財団法人国際人材育成機構



目 次

実習生が安全で健康に働くために

第 1 章 総則	1
第 2 章 安全衛生管理体制	4
第 3 章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置	10
第 4 章 特に危険な作業を必要とする機械等に関する規制	12
第 5 章 労働者の就労に当たっての措置	14
第 6 章 健康の保持増進のための措置	17
第 7 章 事業者が報告すべき事項と労働災害補償	22
第 8 章 罰則	23
第 9 章 その他	24
第 10 章 資料	
資料 1 労働安全衛生法及び関係政令省の体系図	25
資料 2 定期自主検査	26
資料 3 就業制限（免許・技能講習）	27
資料 4 特別教育を必要とする危険有害業務一覧表	28

実習生が安全で健康に働くために

外国人技能実習制度の適正な運用に当たっては、「実習生が安全で健康に働くこと」が肝要です。安全衛生を確保するための関係法令（資料1 参照）は多岐にわたりますが、主要な法令は労働安全衛生法、労働基準法、じん肺法、作業環境測定法、労働者災害補償法などです。

本冊子では、その中心となる労働安全衛生法について、外国人技能実習生が安全で健康に実習するための職場づくりはいかにあるべきか、法令上の順守事項について、その骨子をまとめました。

第1章 総則

わが国の労働災害は、関係者の普段の努力によって減少してきましたが、産業社会の益々の発展に伴い、新しい災害や重大な災害の発生を見るに至っており、さらなる取り組みが必要となっております。

労働災害のない職場づくりは、事業者が「働く人の安全と健康の確保」を経営の最重要課題ととらえ、経営トップをはじめ、働く一人ひとりが責任と自覚をもって労働災害の防止に取り組むことが重要です。

労働安全衛生法は、以下を目的としており、罰則規定が設けられている法律です。

目 的

- ①職場における労働者の安全と健康の確保
- ②快適な職場環境の形成の促進

安全衛生法は事業者だけではなく、労働者も協力して取り組むことが重要です。

事業者及び労働者は以下の取り組みを行わなければなりません。

事業者の債務

①労働災害防止の最低基準を守る

②快適な職場環境の実現

③労働条件の改善

④労働者の安全と健康の確保

⑤国の施策への協力

労働者の債務

①労働災害防止の必要な事項を守る

②事業者や関係者が行う措置に協力

安全衛生自主点検を行ってみましょう！！

安全で健康な職場づくりのためには、
まず
職場の安全衛生に関する管理状況について、把握することが大切です。

安全衛生自己点検表

※該当しない項目にはチェックする必要はありません。

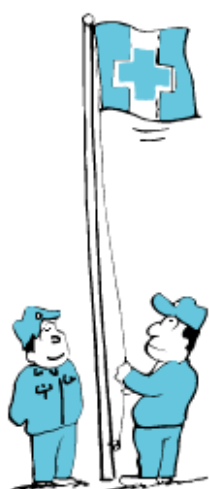
1 安全衛生意識の高揚について

(1)全国安全週間、全国労働衛生週間に次のことを行っていますか。

- | | |
|-------------------|--|
| イ 安全・衛生旗等の掲揚 | ☐ いる ☐ いない |
| ロ ポスター、標語、壁新聞等の掲示 | ☐ いる ☐ いない |
| ハ 事業主の安全衛生パトロール | ☐ いる ☐ いない |
| ニ 安全・衛生表彰 | ☐ いる ☐ いない |

(2)日頃、次の職場活動を行っていますか。

- | | |
|--------------------------------------|--|
| イ 整理・整頓・清潔・清掃 | ☐ いる ☐ いない |
| ロ 安全衛生についての短時間の打合せ
(安全ミーティング・朝礼等) | ☐ いる ☐ いない |
| ハ 職場体操 | ☐ いる ☐ いない |
| ニ 安全衛生提案 | ☐ いる ☐ いない |



2 安全衛生教育について

- | | |
|----------------------------|--|
| (1)雇入れ時に教育を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2)作業内容変更時に教育を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (3)危険有害業務に関する特別教育を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (4)職長等の監督者教育を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |

3 整理整頓について

- | | |
|----------------------------|--|
| (1)通路は安全な状態に確保されていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2)工具や原材料・製品の整理整頓を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |

4 作業手順について

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1)作業手順を定めていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2)安全作業の心得等を作っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (3)作業手順、安全作業の心得等を確実に守らせていますか。 | ☐ いる ☐ いない |



5 機械、設備等の点検、整備について

- | | |
|-----------------------|--|
| (1)始業時（日常）点検を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2)月例点検等を定期的に行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |

6 危険有害な機械設備等の管理について

(1) 次の機械設備等について定期的な検査を行っていますか。

- | | |
|------------------|--|
| イ ボイラー | ☐ いる ☐ いない |
| ロ クレーンまたは移動式クレーン | ☐ いる ☐ いない |
| ハ 動力プレスまたはシャー | ☐ いる ☐ いない |
| ニ フォークリフト | ☐ いる ☐ いない |
| ホ ガス溶接装置 | ☐ いる ☐ いない |
| ヘ 局所排気装置または除じん装置 | ☐ いる ☐ いない |

(2) 次の作業について、作業主任者を選任していますか。

- | | |
|------------------|--|
| イ ボイラー | ☐ いる ☐ いない |
| ロ 動力プレス | ☐ いる ☐ いない |
| ハ 木材加工用機械 | ☐ いる ☐ いない |
| ニ 特定化学物質等 | ☐ いる ☐ いない |
| ホ 有機溶剤作業（塗装、洗浄等） | ☐ いる ☐ いない |

(3) 次の作業については資格取得者（免許取得者、技能講習修了者）または特別教育受講者に従事させていますか。

- | | |
|-----------------|--|
| イ ボイラー | ☐ いる ☐ いない |
| ロ クレーンまたは移動クレーン | ☐ いる ☐ いない |
| ハ フォークリフト | ☐ いる ☐ いない |
| ニ ガス溶接またはアーク溶接 | ☐ いる ☐ いない |
| ホ 玉掛 | ☐ いる ☐ いない |
| ヘ 粉じん | ☐ いる ☐ いない |



7 安全衛生保護具の整備等について

- | | |
|------------------------|--|
| (1) 保護具を整備していますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2) 保護具の着用を励行していますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (3) 作業者の服装は適正になっていますか。 | ☐ いる ☐ いない |

8 健康診断について

- | | |
|---|--|
| (1) 定期健康診断を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2) 有機溶剤、粉じん作業等に従事している作業者の特殊健康診断を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (3) 生活習慣病（成人病）を念頭においた健診を行っていますか。 | ☐ いる ☐ いない |

9 作業環境の測定について

有機溶剤、粉じん、騒音等作業場の環境測定を行っていますか。

☐ いる ☐ いない



10 災害調査について

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 軽いケガであっても、その原因を調べていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2) 調査の結果、対策を講じていますか。 | ☐ いる ☐ いない |

11 管理体制の整備について

- | | |
|--|--|
| (1) 年間または月間の安全衛生活動の目標を決めていますか。 | ☐ いる ☐ いない |
| (2) 安全管理者または安全衛生推進者 ^(注1) を選任していますか。 | ☐ いる ☐ いない |

(注) 安全管理者……原則として常時50人以上の事業場に選任することが義務づけられています。

安全衛生推進者……原則として常時10人以上50人未満の事業場に選任する事が義務づけられています。

- | | |
|--|--|
| (3) 衛生管理者または衛生推進者 ^(注2) を選任していますか。 | ☐ いる ☐ いない |
|--|--|

(注) 衛生管理者……常時50人以上の事業場に選任することが義務づけられています。

衛生推進者……常時10人以上50人未満の事業場で安全衛生推進者の選任が義務づけられていない事業場に選任することが義務づけられています。

- | | |
|------------------------------------|--|
| (4) 産業医 ^(注3) を選任していますか。 | ☐ いる ☐ いない |
|------------------------------------|--|

(注) 産業医……常時50人以上の事業場で医師を選任することが義務づけられています。

- | | |
|--|--|
| (5) 安全衛生委員会 ^(注4) を定期的に開催していますか。 | ☐ いる ☐ いない |
|--|--|

(注) 安全衛生委員会……原則として常時50人以上の事業場に設置することが義務づけられています。



(出所：中央災害防止協会)

第2章 安全衛生管理体制

1 管理者の選任義務

事業場ごとの業種と労働者数の規模により、安全衛生法上の管理者の選任が義務づけられています。

管理者を選任した日から14日以内に、所轄の労働基準監督署に報告する必要があります。

選任しなかった場合や、業務を完全に行わせなかった場合には、事業者は50万円以下の罰金に処せられます。

事業場規模別・業種別安全衛生管理組織

業種	① 林業、建設業、運送業、清掃業、農業	② 製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	③ その他の業種
規模（人）	（令2条1号の業種）	（令2条2号の業種）	（令2条3号の業種）
100以上	事業者 選任 総括安全衛生管理者（法10条） 指揮 産業医（法13条） 安全管理者（法11条） 衛生管理者（法12条） 安全・衛生委員会	事業者 選任 総括安全衛生管理者 指揮 産業医 安全管理者 衛生管理者 安全・衛生委員会	事業者 選任 総括安全衛生管理者 指揮 産業医 衛生管理者 衛生委員会
50～99	事業者 選任 産業医 安全管理者 衛生管理者 安全・衛生委員会	事業者 選任 産業医 安全管理者 衛生管理者 安全・衛生委員会	事業者 選任 産業医 衛生管理者 衛生委員会
10～49	事業者 選任 安全衛生推進者（法12条の2） 安全衛生懇談会等	事業者 選任 安全衛生推進者 安全衛生懇談会等	事業者 選任 衛生推進者 安全衛生懇談会等
1～9	事業者 安全衛生懇談会等	事業者 安全衛生懇談会等	事業者 安全衛生懇談会等

（注）「令」：労働安全衛生法施行令、「法」：労働安全衛生法

※1 規模には、実習生はもちろん、日雇労働者、パートタイマー等の臨時的労働者及び派遣労働者の数を含めてください。

※2 製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます。

2 管理者の資格要件と職務内容

管理者資格要件	主な職務内容
総括安全衛生管理者 事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者(工場長など)	①安全管理者・衛生管理者、建設業等における救護の措置に関する技術的 事項を管理する者への指揮 ②危険・健康障害防止措置 ③健康診断の実施 ④安全衛生教育の実施 ⑤労働災害再発防止対策 ⑥その他労働災害防止業務等
安全管理者 一定の年数以上産業安全の業務に従事し、かつ厚生労働省が定める安全管理者選任時研修を修了した者、労働安全コンサルタントなど	(1)安全に関する事項の管理 ①建設物、設備、作業場所、作業方法に危険がある場合における応急措置 または適当な防止の措置 ②安全装置、保護等設備・器具の定期的な点検及び整備 ③作業の安全教育及び訓練 ④災害原因の調査及び対策の検討 ⑤消防及び避難の訓練等 (2)巡視及び権限の付与 ①作業場等を巡視し、危険防止に必要な措置をとること ②事業者は、安全に関する措置をなし得る権限を付与すること
衛生管理者 衛生管理者免許を有する者または医師、労働安全衛生コンサルタントなど	(1)衛生に関する事項の管理 ①健康に異常のある者の発見 ②作業環境の衛生上の調査 ③作業条件、施設等の衛生上の改善 ④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備 ⑤衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項等 (2)定期巡視 ①毎週 1 回は作業場を巡視し、健康障害防止に必要な措置をとること ②事業者は、衛生に関する措置をなし得る権限を付与すること
安全衛生推進者等 都道府県労働局長の登録を受けた者が行なう講習を修了した者等一定の資格が必要	①作業環境の点検・作業方法の点検、これらの結果に基づく必要な措置 ②健康診断及び健康の保持増進のための措置 ③安全衛生教育に関すること ④異常な事態における応急措置に関すること ⑤労働災害の原因の調査及び再発防止に関すること等
産業医 医師免許等	①労働者の健康管理・健康教育・相談等 ②事業者・総括安全衛生管理者等に対する健康管理についての指導・勧告等 ③作業環境の維持管理 ④健康障害の原因調査 ⑤毎月 1 回は作業場を巡視し、健康障害防止に必要な措置をとること等

ポイント!!

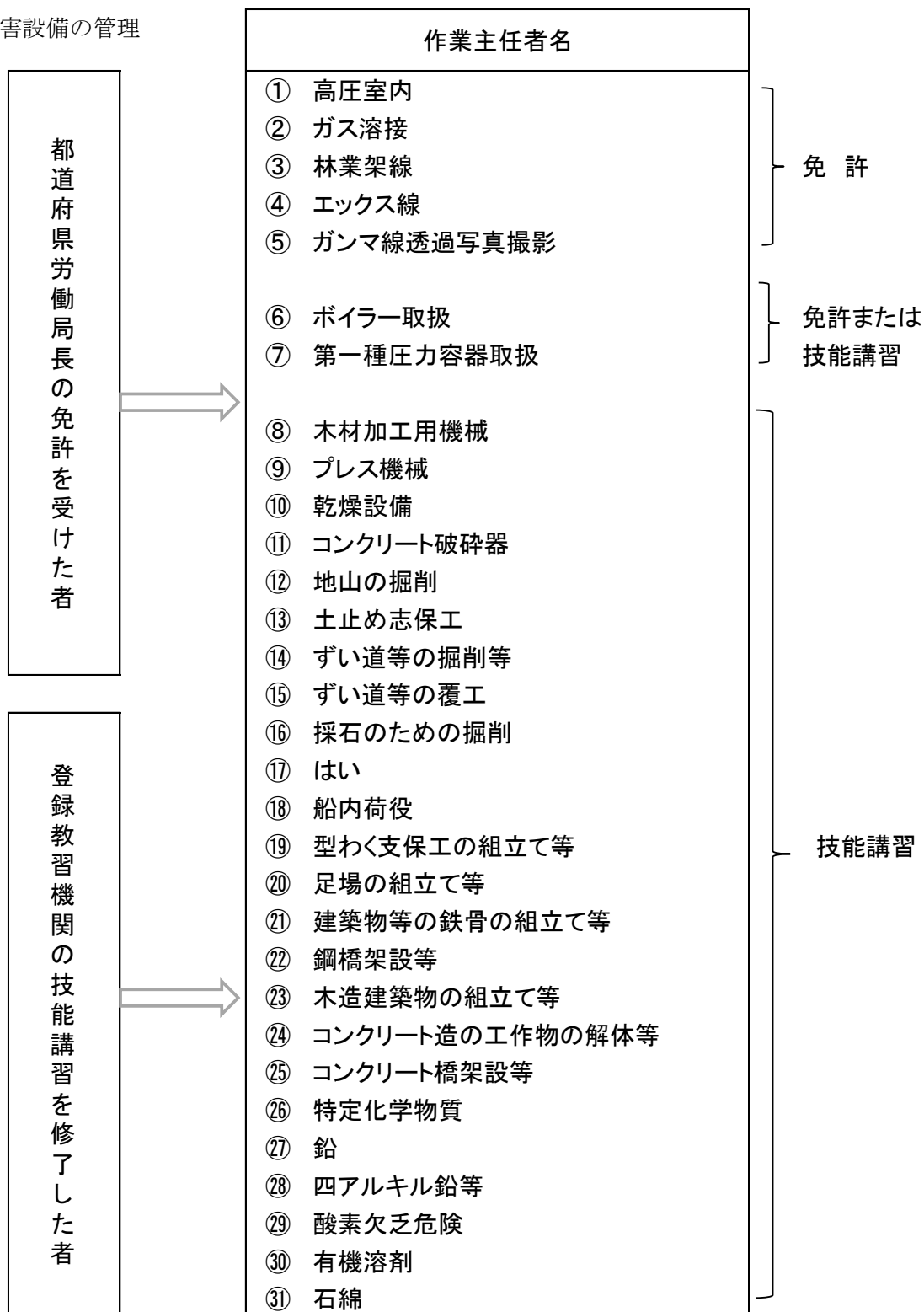
- *安全管理者は左図の①と②の業種で労働者が常時 50 人以上の事業場で選任しなければなりません。また、業種と事業場の規模（建設業 300 人以上等）により、安全管理者のうち 1 人を専属の安全管理者にする必要があります。（詳細は別途ご確認ください）
- *衛生管理者はすべての業種で労働者が常時 50 人以上の事業場で選任しなければなりません。また、201～500 人は 2 名、501～1,000 人以上は 3 名等選任する人数が決まっています。（1,001 人以上は別途ご確認ください）

3 作業主任者（安衛法第 14 条、労働安全衛生規則 16 条）

管理者とは別に、あらかじめ定めた一定な危険または有害な作業・設備に該当するものは、[作業主任者]に直接、管理・監督を行わせなければなりません。

①危険作業の指揮

②有害設備の管理



4 安全委員会・衛生委員会の設置

一定の基準に該当する事業場では安全委員会、衛生委員会（又は両委員会を統合した安全衛生委員会）を設置しなければなりません。

委員会は毎月1回以上開催し、概要を労働者に周知しなければなりません。

○安全委員会

50人以上の事業場で
以下の業種に該当

- ①林業、
- ②鉱業
- ③建設業
- ④製造業の一部の業種
 - ・木材・木製品製造業
 - ・化学工業
 - ・鉄鋼業
 - ・金属製品製造業
 - ・輸送用機械器具製業
- ⑤運送業の一部の業種
 - ・道路貨物運送業
 - ・港湾運送業
- ⑥自動車整備業
- ⑦機械修理業
- ⑧清掃業

100人以上の事業場で
以下の業種に該当

- ①製造業のうち左記以外の業種
- ②運送業のうち左記以外の業種
- ③電気業
- ④ガス業
- ⑤熱供給業
- ⑥水道業
- ⑦通信業
- ⑧各種商品卸売業・小売業
- ⑨家具・建具・じゅう器等卸売業・小売業
- ⑩燃料小売業
- ⑪旅館業
- ⑫ゴルフ場業

○衛生委員会

50人以上の事業場で(全業種)

○安全衛生委員会

安全委員会と衛生委員会の両方が必要な場合それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができます。

注) 労働者数が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければなりません。（労働安全衛生規則第23条の2）

5 下請混在事業場における安全衛生管理体制

建設現場や造船業などのような元請け・下請け関係にある事業場では、同じ場所で違う会社の労働者が混在して作業するケースがあります。別途安全管理体制が義務づけられています。

(1) 統括安全衛生責任者

現場最高責任者としての役割を担い、元請・下請・孫請などの労働者の総数が常時 50 人以上の場合選任が必要。(ずい道等・橋梁の建設・圧気工法による作業の場合は 30 人以上)

(2) 安全衛生責任者

統括安全衛生責任者の選任が必要な事業場で、元請以外の下請・孫請で選任が必要。

統括安全衛生責任者との仕事上の連絡・調整役

(3) 元方安全衛生管理者

建設業などの現場で、統括安全衛生責任者の選任が必要な特定元方事業者（建設業または造船業）で選任が必要。

統括安全衛生責任者の補佐役

(4) 店社安全衛生管理者

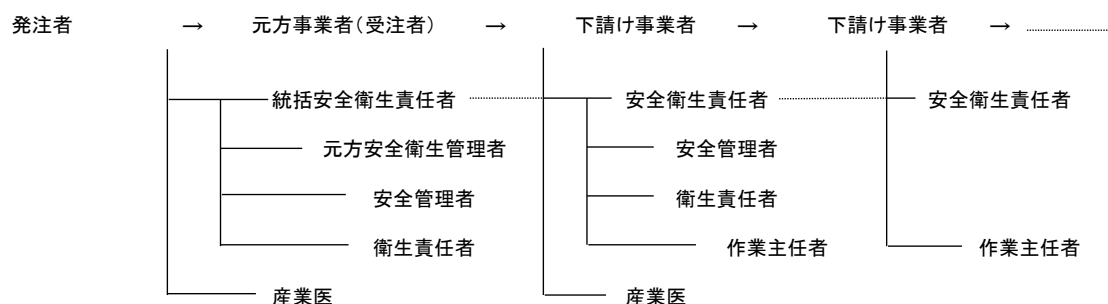
元請・下請関係のある小規模建設現場の労働災害を防ぐため現場監督者として機能する者で、次のいずれも満たす場合に支店・営業所等で選任が必要。

①建設業の現場で元請・下請・孫請などの労働者の総数が常時 20 人以上。

②統括安全責任者及び元方安全衛生管理者の選任に義務づけがない。

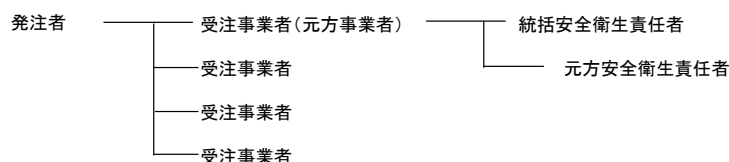
③ずい道等の建設・橋梁の建設（人口集中地域の道路・道路隣接地・鉄道の起動・軌道隣接地に限る）・圧気工法による作業・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設。

a. 1 社が受注し、2 社以上に下請けさせた場合の現場の管理体制



b. 数社が共同で受注した場合の管理体制

数社のうち、1 社が元方事業者となり統括安全衛生責任者及び元方安全衛生責任者を選任する。その他の安全管理者等の選任については a と同じ。



6 安全衛生活動

安全衛生の活動は、業種ごとにより異なりますが、主な取り組み例は以下のとおりです。

1. 安全衛生委員会等の定期的な開催

- 労働者数50人以上の事業場では毎月定期的に開催する
- 安全衛生の対策を調査審議し、事業者に意見を述べる
- 委員会等での重要なものについては記録に残す
- 労働者数50人未満の事業場も設置するよう努め、労働者の意見を聴くための機会を設ける



2. 安全衛生委員会等による職場パトロール

- 不安全行動を見逃さない
- 不安全状態を直ちに改善させる
- 無資格者が就業制限業務に就いていないかチェックする
- 事業者も定期的なパトロールを実施する



3. 安全朝礼

- 健康状態の確認
- ラジオ体操の実施
- 作業指示、安全指示
- 服装・保護具等の相互点検
- 作業間の連絡調整



4. 機械、設備の点検・整備

- 定期自主検査、特定自主検査の実施
- 作業開始前の点検
- 点検責任者、運転責任者等の選任、表示
- 点検基準の作成



5. 4S運動（整理・整頓・清掃・清潔）

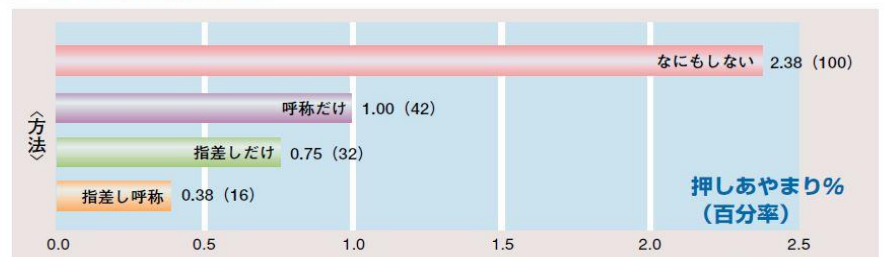
- 不要物の廃棄
- 製品等は定められた積み方で
- 通路・作業床等の定期的清掃
- 取り出しやすい格納方法
- 安全通路等の確保



6. 指差し呼称の実施

7. 作業マニュアル（手順書）の作成

- むだ、むら、むりを省く
- 危険性の高い作業から優先作成
- 作業者も作成に参加させる
- 定期的に見直しを行う
- 非定常作業にもマニュアルを作成



8. 危険予知活動(KY活動)を取り入れる

仕事の危険要因とそれが引き起こす現象を小集団で話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施事項を確認して、行動しましょう。

- 作業者自身に考えさせる
- イラストシート等の活用
- 危険要因と現象の抽出
- 先取の安全衛生対策



9. リスクアセスメント等の取り組み

第3章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

職場には機械・器具、原材料、ガス、粉じん、土砂崩壊など多種多様の危険・有害物があり、これらの危険を防止するために、事業者には必要な措置をすることを義務づけています。

1 事業者の講ずべき措置

事業者がなすべきことは、以下のとおり大きく分けて7つありますが、法律では細かい規定が設けられています。特に建設業に関しては、労働災害の発生率が高いため、事業者がなすべきことが厳しく規定されています。

(1) 機械設備・爆発物・電気エネルギー等による危険の防止措置

①機械、器具その他の設備による危険

(例 プレス等の機械の動力伝導部分等への巻きこまれ、クレーンの操作上のミスなど)

②爆発性・発火性・引火性の物等による危険

(例 硝酸エステル類、ニトロ化合物等による爆発など)

③電気、熱その他のエネルギーによる危険

(例 電気設備による感電危険、アーク溶接等の電火性眼炎など)



(2) 掘削・墜落等による危険の防止措置

①掘削、採石等の業務の作業方法から生ずる危険

(例 機械等の組立て、解体、修理等から生ずるものなど)

②一定の作業場所等による危険

(例 墜落、崩壊、倒壊など)

(3) 健康障害の防止措置

①有害なガス・蒸気・粉じんの吸入、皮膚への付着、酸素欠乏など

②放射線、熱中症、低温、騒音、振動障害など

③計器監視、精密工作による視力低下・眼精疲労など

④有害物質の排気、排液などによる健康障害



(4) 建設物等についての措置

①作業場の通路、床面、階段等の保全

②換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難、清潔の措置

(5) 作業行動についての措置

労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

（６）労働災害発生の危険が急迫したときの作業中止、避難等の措置

労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければなりません。

（７）重大事故（爆発・火災等）が発生した時の安全確保の措置（建設業）

重大事故が生じたことに伴う労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければなりません。

- ・労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
- ・労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
- ・そのほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

２ 下請混在事業場において講ずべき措置

造船業、鉄鋼業、建設業等においては構内下請企業が多用されています。このように、一つの場所で行う仕事の一部を複数の請負人に請け負わせている発注者（元方事業者）に労働災害防止の措置が義務づけられています。関係請負人及びその労働者は、元方事業者に従う義務が生じます。例えば資材・機械の提供、作業間の連絡・調整、作業場所の巡視、作業工程表の作成、クレーン等の合図統一、避難等の訓練、各種資料の作成などについて、詳細が定められています。

３ 機械等貸与者の講ずべき措置

移動式クレーンや車両系建設機械は、建設業等の作業の機械化とともに、その使用が一般化し、機械等のリース業が現れました。

貸与者には、

- ・あらかじめ機械等を十分整備すること
- ・機械等の能力、使用上の注意事項等を記載した書面を交付すること

などが義務づけられています。建設物の貸与者にも同様の措置が義務づけられています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①吊り上げ荷重 0.5t 以上の移動式クレーン②不整地運搬車③高所作業車等④整地・運搬・積込み用機械(自走式に限定。以下同じ)⑤掘削用機械⑥基礎工事用機械⑦締固め用機械⑧コンクリート打設用機械⑨解体用機械 |
|--|

第4章 特に危険な作業を必要とする機械等に関する規制

事業者は、特に危険な作業を必要とされている機械等・危険物・有害物の製造・検査などの動労災害を防止するための措置をとらなければなりません。

1 機械等に関する規制

(1) 機械等を製造する際の許可

以下の機械等（特定機械等）を製造するには都道府県労働局長の許可を受けなければなりません。

- ①ボイラー②第1種圧力容器③クレーン④移動式クレーン⑤デリック⑥エレベーター⑦建設用リフト⑧ゴンドラ

(2) 許可を受けて製造されて機械等が規格に適合しているかの検査

製造された機械等が規格に適合しているか、検査を受けなければなりません。

(3) 使用の制限

検査証を受けていない機械等は使用できません。また、他人に譲ったり貸したりする際には、検査証をつけなければなりません。

(4) 検査証の有効期限

- ボイラー、第1種圧力容器、エレベーター、ゴンドラ・・・・・・・・1年
- クレーン、移動式クレーン、デリック・・・・・・・・2年
- 建設用リフト・・・・・・・・設置から廃止まで

(5) 機械等を譲渡する際の制限

次にあげる機械等については、規格または安全装置を十分備え付けられてなければ譲渡、貸与、設置ができないこととされています。

- プレス機械またはシャーの安全装置
- クレーンまたは移動式クレーンの過負荷防止装置
- アセチレン溶接装置またはガス集合溶接装置の安全器
- フォークリフト ○小型ボイラー ○不整地運搬車 ○高所作業車 など

(6) 検定制度

検定は大きく個別検定と型式検定に分けられます。個々の機械ごとにするのが個別検定。型式検定はサンプル検定ともいわれ、大量生産の場合など個別検定が今年な場合にサンプルを抽出して行われるものです。

（７）定期自主検査

特定機械等を含め 38 種（ボイラー、クレーン、エレベーター、フォークリフトなど）の機械には、定期自主検査とその検査結果の記録が義務付けられています。（資料 2 参照）

また、技術的に検査が難しく、いったん事故が発生すると重大な災害をもたらすおそれがある機械等については、「特定自主検査」が義務付けられています。特定自主検査は、一定の資格を持つ労働者か検査業者によって行わなければならない、点検シール（検査標章）の添付が必要です。



2 危険物・有害物に関する規制

労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある化学物質については、製造等の禁止がされています。

（１）製造等の禁止及び製造の許可

- ①禁止有害物質（8 物質：黄燐マッチ、ベンジジン及びその塩等）は、製造・輸入・譲渡・提供・使用のすべてが禁止されています。
- ②許可が必要な有害物質（7 物質：ジクロロベンジジン、アルファ等）は、製造する際の許可が必要です。

（２）危険物・有害物の表示・文書の交付等

爆発性の物、発火性の物、引火性の物等労働者に危険を生ずるおそれのあるものなど一定の化学物質については、それを譲渡または提供する者は ①名称 ②成分 ③人体に及ぼす作用 ④貯蔵または取扱い上の注意 そのほかを表示した文書（一定の化学物質は省略）を相手方に交付しなければなりません。

（３）化学物質のリスクアセスメントの実施

一定の危険性・有害性が確認されている化学物質を製造しまたは取扱うすべての事業者については、危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)の実施が義務となります。リスクアセスメントの結果に基づき、法令の措置を講ずる義務のほか、労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じることが努力義務となります。

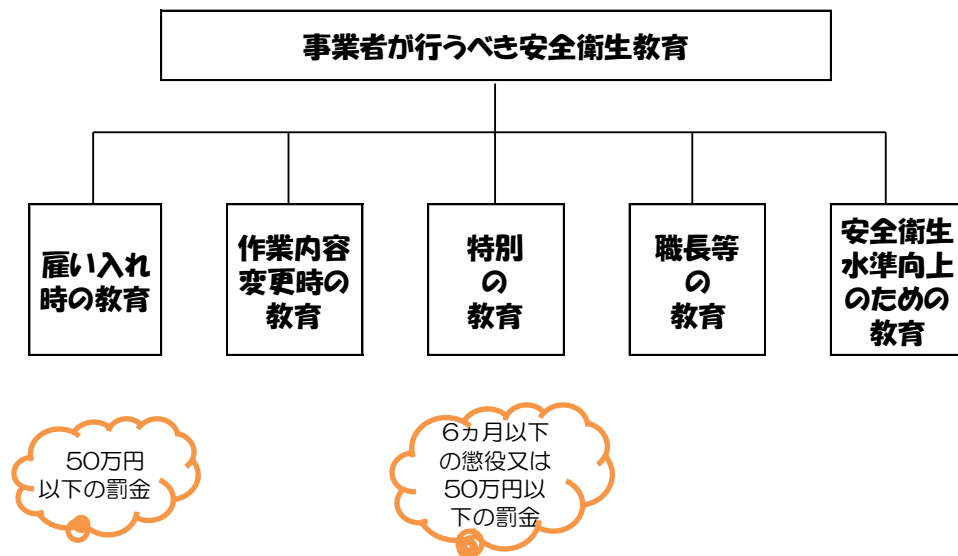
（４）化学物質の有害性の調査等

化学物質を職場に導入する際は、あらかじめ有害性を把握し、その有害性に対応した措置を講じたうえで、職場に導入できるようにすることとされています。

第5章 労働者の就労に当たっての措置

1 安全衛生教育

事業者は、労働者を雇い入れ時または作業内容の変更時等には、安全衛生教育の実施や労働者を一定の危険または有害な業務に就かせる時には、特別の教育を行う必要があります。



(1) 雇い入れ時の安全衛生教育

新たに労働者を雇い入れた場合には、次の事項についての安全衛生教育を行わなければなりません。

- ① 機械等、原材料等の危険性または有害性及びこれらの取り扱い方法に関すること。
- ② 安全装置、有害物抑制装置または保護具の性能及びこれらの取り扱い方法に関すること。
- ③ 作業手順に関すること。
- ④ 作業開始時の点検に関すること。
- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- ⑧ その他、当該業務における安全衛生のために必要な事項に関すること。

(2) 作業内容変更時の安全衛生教育

作業内容を変更した時は、上記（１）の雇い入れ時と同じ内容の安全衛生教育を行わなければなりません。

（３）特別の教育

危険または有害な業務（研削といしの取り換え、プレス機械の金型、アーク溶接機を使用する金属の溶接、フォークリフト（最大荷重 1 t 未満）、クレーン（吊上げ荷重 5 t 未満）等に労働者を就かせる場合は、安全衛生教育の一環として、就業制限業務の体系とは別に、その業務に関する安全・衛生の特別教育を行わなければなりません。（資料 4 参照）

【講師】

特別教育は、原則事業者が実施することになっています。特別教育の講師については、資格要件は定められていませんが、厚生労働省では「教育科目について十分な知識と経験を有する人」であることを通達しています。

また、登録教習機関等特定の講師に委託して行なっても差しつかえないことになっています。

【教育の内容】

特別教育の具体的な内容は、安全衛生特別教育規程などにおいて、厚生労働大臣が科目や時間を定めています。

【記録・保存】

事業者は、特別教育を行ったときは、受講者や科目などについて記録を作成し、3 年間保存しなければなりません。

（４）指導または監督する者（職長等）の安全衛生教育

職長その他作業中の労働者を直接指導または監督する者に対しては、別途定める安全衛生教育が必要です。

職長等としてどのような手順で作業を進めるか、いかにして部下作業者を監督指導するかに重点を置いたものとなっています。この教育を行う必要な業種を次のように定めています。

①建設業

②製造業（以下のイ～ホを除く）

イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）

ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く）

ハ 衣服その他繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）

ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷加工業

③電気業

④ガス業

⑤自動車整備業

⑥機械修理業

**技能実習指導員が
職長である場合が多く
経歴書にも記載
されています。**

**忘れずに職長教育を
行いましょう!!**

2 就業制限

事業者は、危険業務に必要な知識・技能を持たない者が就業することにより生ずる危害を防止するために、業務の危険性の程度に応じて、一定の資格を有する者でなければ就業ができないよう制限されています。（資料 3 参照）

労働者が従事する作業の中には、適切に操作を行わないとボイラー等のように爆発するおそれのあるもの、またクレーンのように転倒・衝突のおそれがあるものなど危険な作業を伴うものがあります。そしてこれらの作業に伴う災害には、当該作業に従事する労働者のみならず、周囲にいる一般公衆にまで被害が及ぶおそれがあります。

【就業が認められる主な資格】

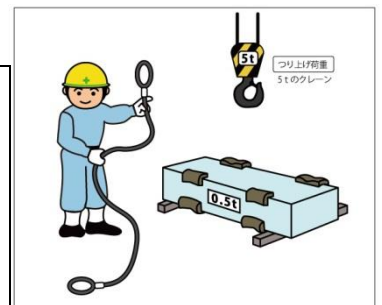
- ①都道府県労働局長の免許を受けた者
- ②都道府県労働局長登録を受けた者が行う技能講習を修了した者
- ③その他厚生労働省令で定める資格を有する者

懲役 6 ヶ月以下または
50 万円以下の罰金

【就業制限の業務】

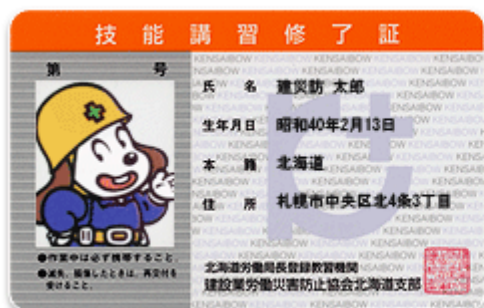
就業制限業務（全 16 種類）の主なものは次のとおりです。

- ①発破業務
- ②制限荷重が 5 t 以上の揚貨装置の運転の業務
- ③ボイラーの取扱い業務（小型ボイラーを除く）
- ④吊り上げ荷重 5 t 以上のクレーンの運転の業務
- ⑤最大荷重 1 t 以上のフォークリフトの運転の業務
- ⑥機体重量 3 t 以上の車両系建設機械の運転の業務
- ⑦制限荷重が 1 t 以上の移動式クレーン等の玉掛けの業務



3 免許・技能講習及び特別教育

作業主任者・就業制限業務及び特別の教育を必要とする業務への就業者は、免許の取得・講習・特別教育が必要です。



労働安全衛生法による技能講習修了証			
講習の種類	修了番号	交付年月日	再教育
足場組立工	00001	平成18年9月1日	
型枠交保工組立工	00002	平成18年9月1日	
小型移動式クレーン	00003	平成18年9月1日	

第6章 健康の保持増進のための措置

労働者の職場における健康確保のためには、次の3つの管理が総合的に機能することが必要です。

- ①作業環境を良好な状態に維持管理すること(作業環境の管理)
- ②労働者の疲労・ストレスが過度にならないように作業を管理すること (作業の管理)
- ③労働者の健康状態を的確に把握し必要な措置を講ずること(健康の管理)

1 作業環境の管理

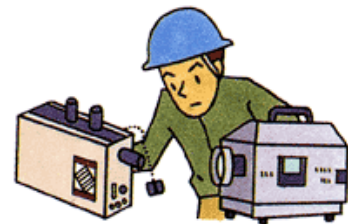
一定の有害な業務を行う屋内作業場については、必要な作業環境測定を実施及び、測定結果を評価し、必要に応じ作業環境の改善を行わなければなりません。

作業環境測定は別途定める測定基準に従って行わなければなりません。

作業場の種類	測定の種類	測定時期						記録の保存年
		作業前	半月	1月	2月	6月	1年	
① 粉じんを著しく発散する屋内作業場	空気中の粉じん濃度等					○		7
2 暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	気温、湿度、輻射熱		○					3
3 著しい騒音を発する屋内作業場	等価騒音レベル					○		3
4 坑内作業場（炭酸ガスが停滞する作業場）	炭酸ガスの濃度			○				3
〃 （28℃を超える作業場）	気温		○					3
〃 （通気設備のある作業場）	通気量		○					3
5 中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室	一酸化炭素、炭酸ガスの含有率等				○			3
6 放射線業務を行う作業場	空気中の放射性物質の濃度等			○				5
⑦ 特定化学物質を製造または取り扱う屋内作業場	第1・2類物質の空気中の濃度					○		3*
⑧ 石綿等に係る作業場	石綿の空気中における濃度					○		40
⑨ 鉛業務を行う屋内作業場	空気中の鉛の濃度						○	3
10 酸素欠乏の危険がある作業場	空気中の酸素の濃度等	○						3
⑪ 有機溶剤を製造または取り扱う屋内作業場	有機溶剤の濃度					○		3

*○で囲まれている数字は、作業環境測定士による測定が義務づけられている。

*特定化学物質のうち、がん原生物質等についての記録保存は30年。

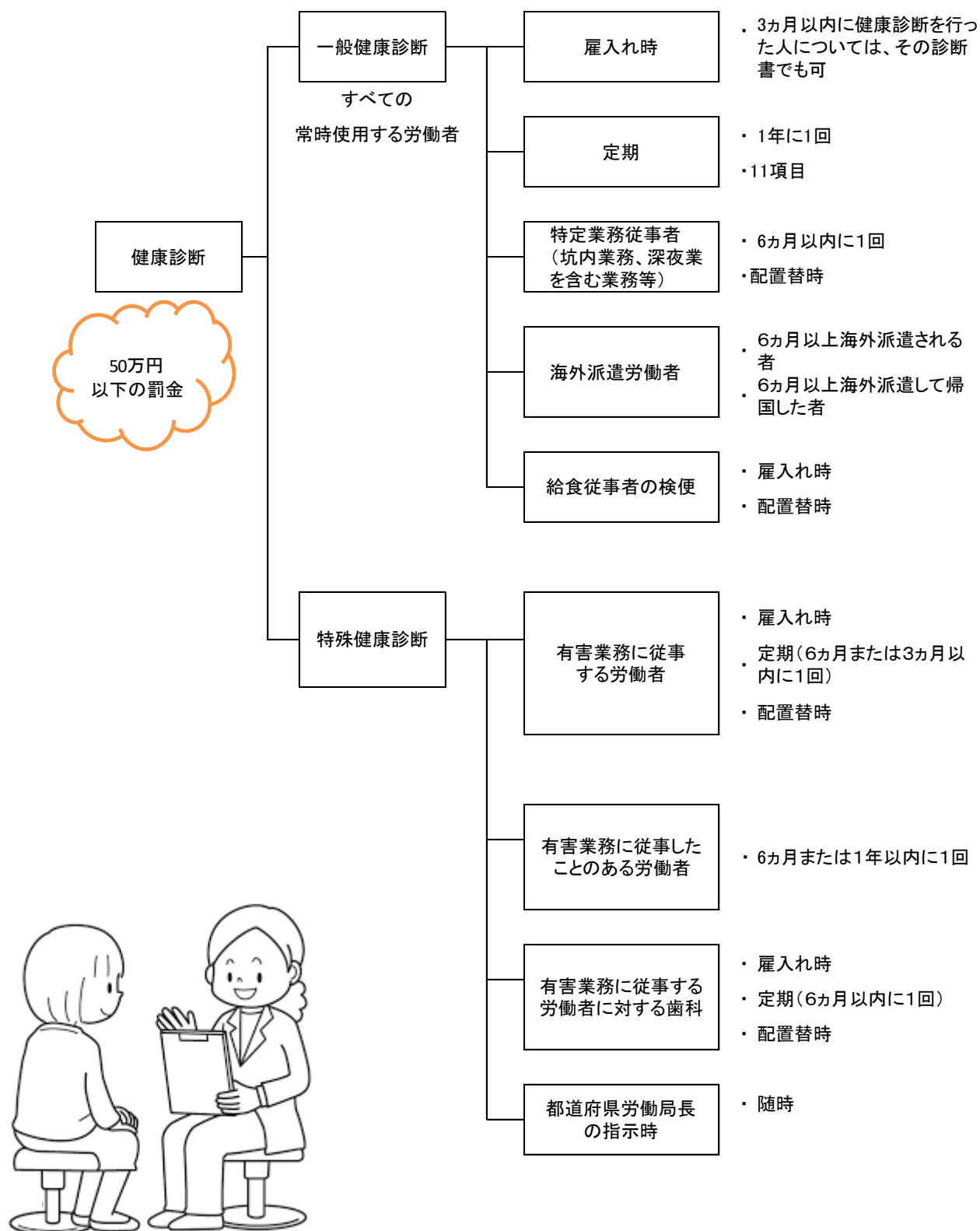


2 作業管理

職場における労働者の健康の保持増進には、作業に伴う個々の労働者の疲労・ストレスが過度にならないように管理することが必要です。

3 健康診断の実施

事業者は、労働者を雇い入れる時や定期的に健康診断を実施しなければなりません。



(1) 健康診断項目

○雇入れ時の健康診断項目（省略可能な項目はない）

①既往歴及び業務歴の調査	⑦肝機能検査(GOT、GTP、 γ -GTP)
②自覚症状及び他覚症状の有無の検査	⑧血中脂質検査（LDL コレステロール、HDL コレステロール、血清トリグリセリド）
③身長、体重、胸囲、視力及び聴力の検査	⑨血糖検査（HbA1c でも可）
④胸部エックス線検査	⑩尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
⑤血圧の測定	⑪心電図検査
⑥貧血検査（血色素量、赤血球数）	

○定期健康診断（年1回）の項目

雇入れ時の項目と同じですが、若年層等には医師の判断により、省略しても良い項目があります。

(2) 健康診断が終わったら（本人通知、保存・報告の義務）

①本人通知

②保存義務

健康診断個人票を作成し5年間保存しなければなりません。

③報告義務

以下の事業場は厚生労働省令に基づいて報告しなければなりません。

- ・常時50人以上の労働者を使用する事業場（定期、特定業務、歯科）
- ・実施した全ての事業場

有機溶剤等（定期）、鉛（定期）、四アルキル鉛（定期）、特定化学物質等（定期）、高気圧（定期）、電離放射線（定期）



(3) 特殊健康診断

有害業務に従事するまたは従事したことがある労働者は、6ヵ月（3ヵ月）に1回の健康診断が義務付けられています。特殊健康診断がなされず、是正勧告を受ける場合が多数見受けられています。

有害業務とは、高圧室内業務、電離放射線業務、特定化学物質（ベンジジン、塩化ビニル、クロム酸、コールタール、ベンゼン等）石綿業務、鉛業務、四アルキル鉛業務、有機溶剤業務などです。

(4) 自主的健康診断

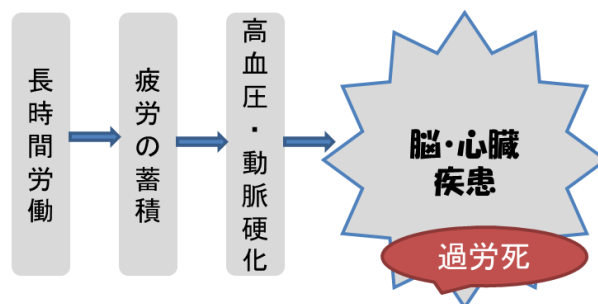
深夜業に従事する労働者が、自分の健康に不安を感じ、次の定期健康診断を待てない場合、自分で健康診断を行い、事業者に提出することができます。

事業者は、結果について、医師から意見聴取し、必要に応じ深夜業の回数を減らす、就業場所の変更を行うなど、適切な措置を講じなければなりません。

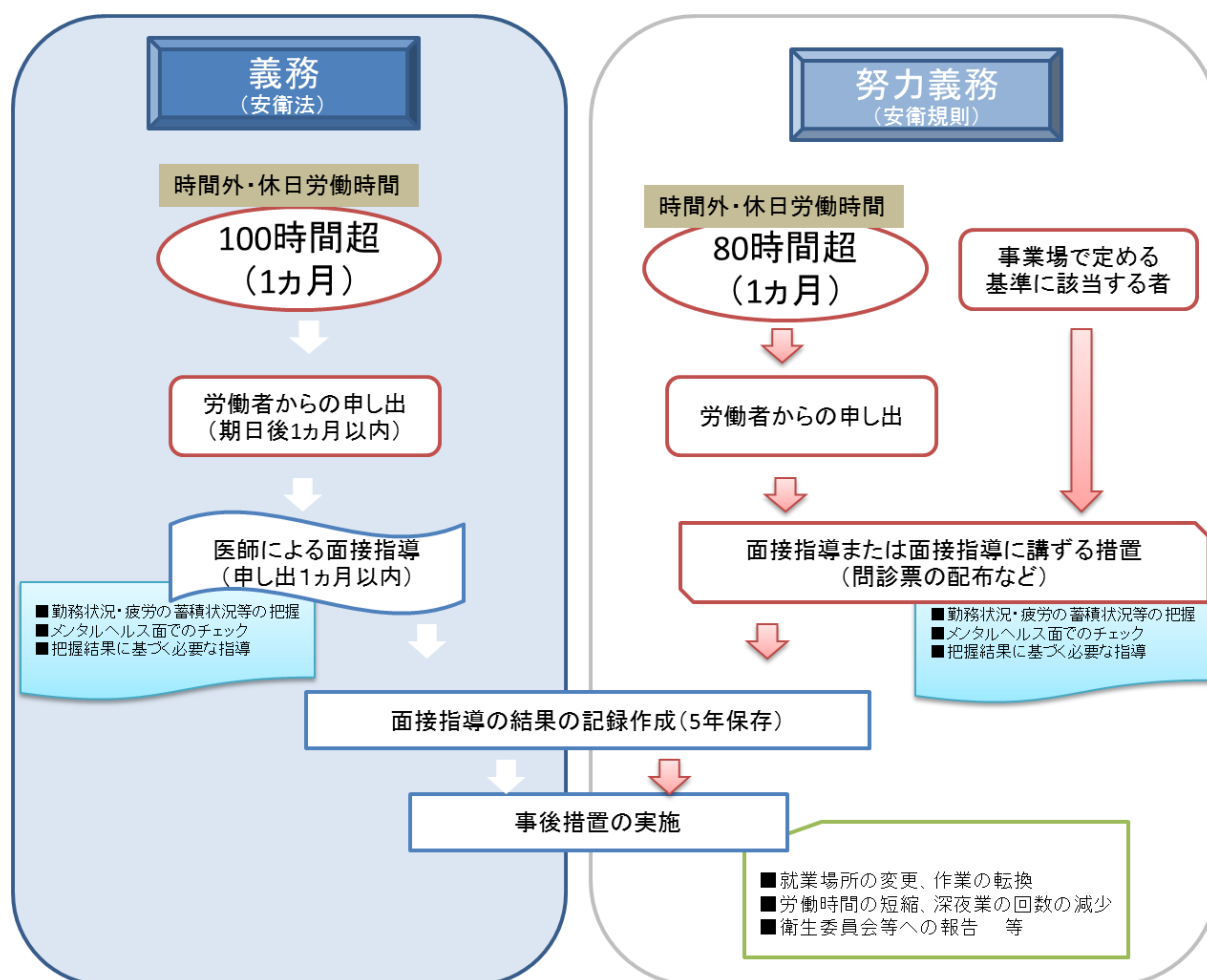
4 長時間労働者への医師の面接指導制度（安衛法第 66 条 8,9）（義務）

長時間（100 時間超）にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は、医師による面接指導実施しなければなりません。（常時 50 人未満の事業場にも適用）

長時間労働が健康へ及ぼす影響



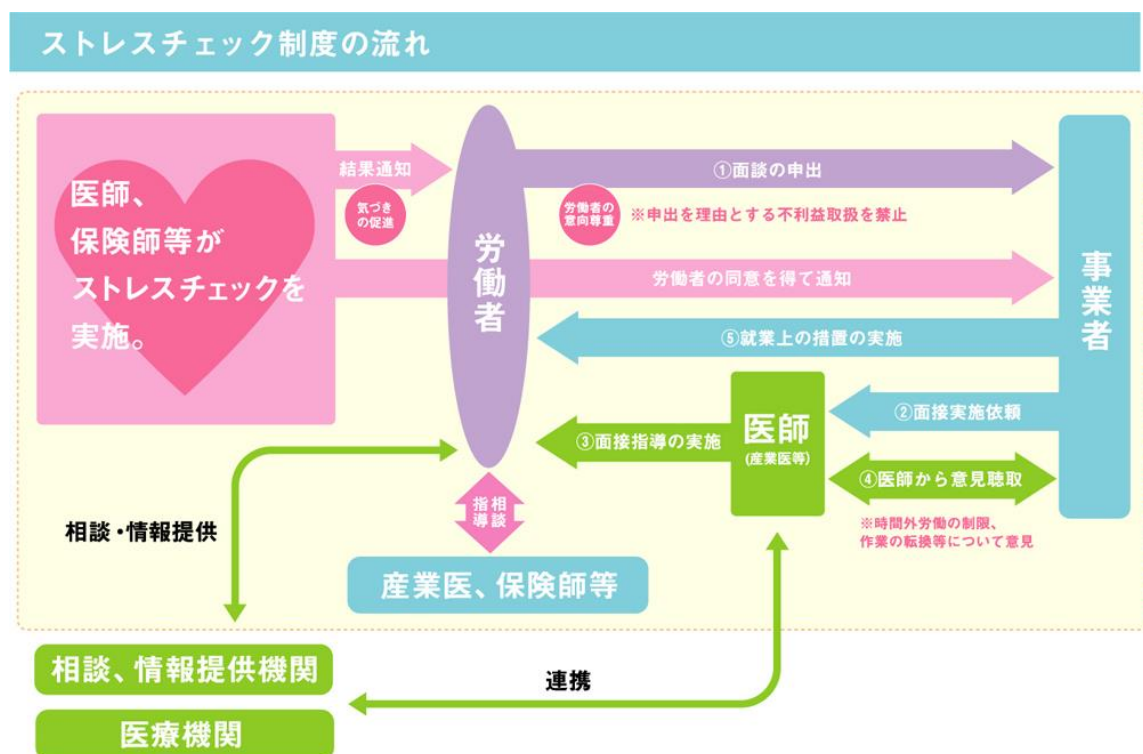
- ・長時間の労働は、疲労の蓄積をもたらす重要な要因
- ・脳疾患や心臓疾患発症との関連性が強い



5 職場のメンタルヘルスケア（ストレスチェック）義務

事業者は、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施を行わなければなりません。（常時50人未満の事業場は当面の間努力義務）

- ①検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- ②検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いが禁止されます。
- ③面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。



*働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(<http://kokoro.mhlw.go.jp/>)（厚生労働省）等を参考にしましょう。

6 受動喫煙防止措置の努力義務

労働者の受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講じることが努力義務となりました。

第7章 事業者が報告すべき事項と労働災害補償

1 報告事項

事業者が以下のこと（主な事項）を労働基準監督署長に報告しなければなりません。

- | | |
|----------------------|---------------|
| ①総括安全衛生管理者を選任したとき | ②安全管理者を選任したとき |
| ③衛生管理者を選任したとき | ④産業医を選任したとき |
| ⑤定期の健康診断を行ったとき | ⑥有害物作業ばく露作業報告 |
| ⑦事業場または附属建設物内の特定事故報告 | |



2 労働災害が発生したときは

職場で労働災害があったときは、雇用形態の区別なく（実習生、パート等も）速やかに救護してください。

（1）発生時の報告

労働者が労働災害その他就業中、事業場内もしくは附属建設物内において負傷し、死亡または4日以上休業した場合は、「労働者死傷病報告（様式23号）」を遅滞なく（おおむね14日以内）所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。（休業1～3日は年に4回まとめて提出）

なお、休業しなかった場合は、労災保険を使用しても報告の義務はありません。

この他、特定の機械の事故（ボイラー・クレーン等）や、爆発、火災などは労働基準監督署への報告が必要です。（労働安全衛生規則第96条）

重大な事故（死亡災害、一度に3人以上死傷するような事故等）の場合には、労働基準監督署や警察にも通報するようにします。

労災事故が発生したにも係らず、報告をしなかった場合、労災保険ではなく健康保険や自費で診療した場合等虚偽の報告を行うことは、「労災かくし」などであり、犯罪です！！

（2）労働災害補償

労働災害が発生し、被災者が病院にかかったときは、各種健康保険はつかえません。労働者災害補償保険（労災）が適用されます。

①療養補償給付

労災指定病院の場合は、原則として治療費の本人負担はなく、指定病院以外の場合は全額を病院に支払った後、要した費用を所轄の労働基準監督署長に請求することになります。

②休業補償給付

被災労働者が療養のために休業した場合は、4日目以降から労災保険で給付されます。ただし、1日目から3日目は事業者が支払うことになります。

③障害補償給付

業務災害又は通勤災害による傷病が「なおった」後、「身体に障害が残った場合」に**障害補償給付**（業務災害の場合）、**障害給付**（通勤災害の場合）として支給されます。

第8章 罰則

違反行為に対する安衛法上の罰則の主なものは以下のとおりです。

(1) 3年以下の懲役または300万円以下の罰金

- ① 重度の健康障害を生ずる化学物質（黄燐マッチ、ベンジジン等）の製造、輸入、譲渡、使用、提供した場合

(2) 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

- ① 特定機械等（ボイラー・クレーン等）の製造許可を受けていない場合
- ② 特定機械等の個別検定、型式検定を受けていない場合
- ③ 製造の許可を受けないで化学物質（ジクロルベンジジン等）を製造した場合
など

(3) 6ヵ月以下の懲役または50万円以下の罰金

- ① 危険防止、健康障害防止について規定されている事項を事業者が実施しなかった場合
- ② 特定機械等の製造時の検査等を受けなかった場合
- ③ 特定機械等の個別検定、型式検定に合格していない機械等を使用した場合
- ④ 製造許可対象の化学物質を許可条件で製造しなかった場合
- ⑤ 危険または有害な業務に労働者を就かせるときに特別教育を行わなかった場合
- ⑥ 伝染病等の病者を就業させた場合
- ⑦ 労働者が労働基準監督署等に対し、法律に違反していることを申告したことを理由に事業者が不利益な取り扱いをした場合
など

(4) 50万円以下の罰金

- ① 総括安全管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等を選任しなかった場合
- ② 特定機械等の個別検定、型式検定に合格していない機械等に虚偽の表示をした場合
- ③ 雇入れ時の安全衛生教育を行わなかった場合
- ④ 定期健康診断、特殊健康診断を行わなかった場合
- ⑤ 都道府県労働局長の作業環境測定の実施の指示に従わなかった場合
- ⑥ 労働基準監督官、安全・衛生専門官の立ち入り調査を拒否し、または質問に対して陳述をせず、もしくは虚偽の陳述を行った場合
など

第9章 その他

1 是正勧告書と指導票

労働基準監督署による立ち入り調査（臨検）が行われた結果、労働関係法等の違反の事実が発見された場合、労働基準監督官等には、違反事項を是正するように指導する権限があります。その指導内容を書面にして交付されるものが「是正勧告書」です。

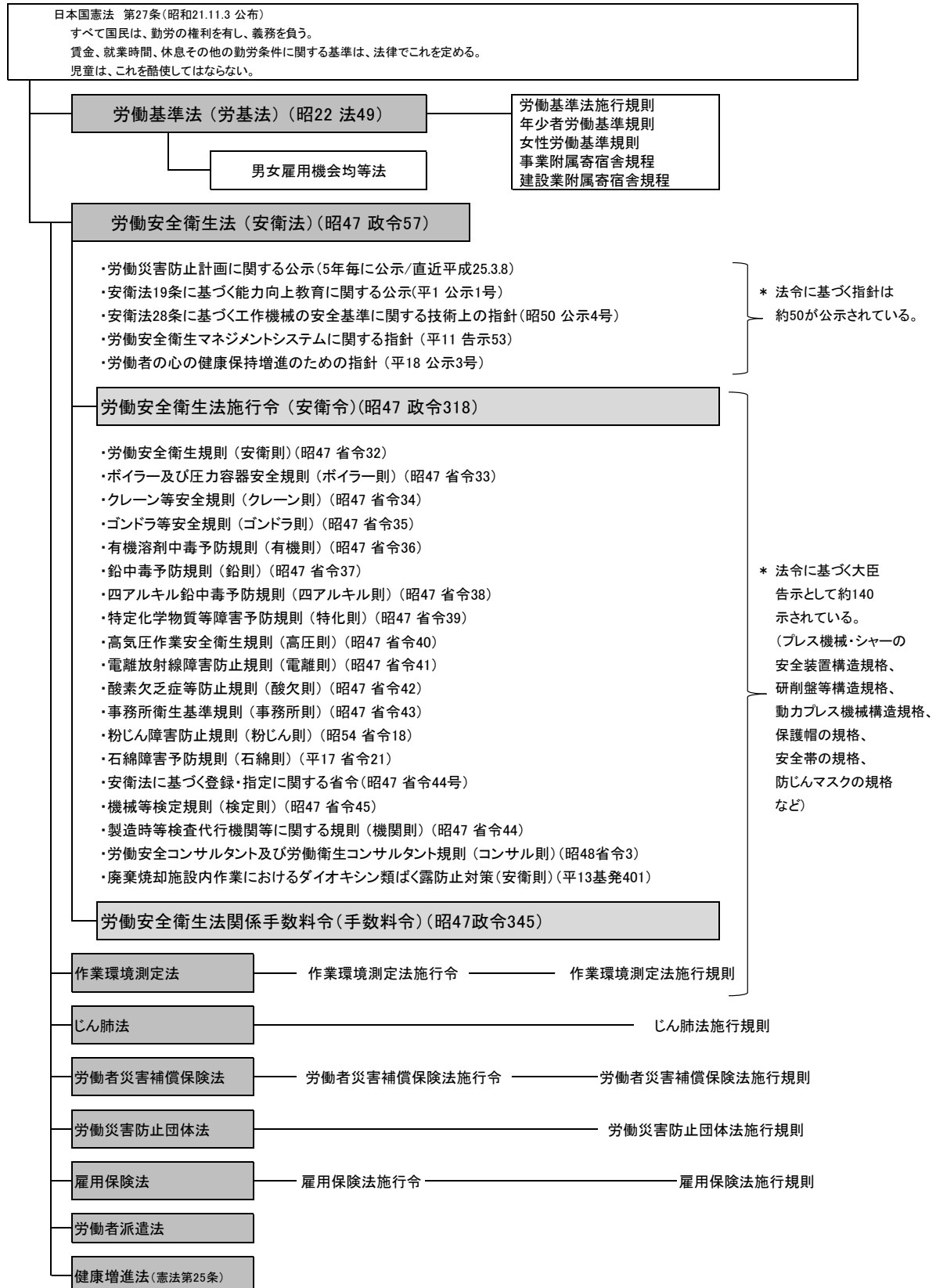
是正勧告書には、違反項目と是正期日が記載されており、指定された期日までに、違反項目を是正して、労働基準監督署へ是正状況を報告することになります。

指導票は、法令違反にはならないが、より改善した方が良くと思われる事実が発見した場合や法令違反になる可能性がある場合にそれを未然に防止するという意味で交付されます。

2 主な是正勧告（例）

- ①フォークリフトの運転（最大荷重 1 t 以上）業務について、技能講習を修了していない労働者を業務に従事させている。また、特定自主検査済ステッカーが貼付されていない。
（安衛法第 20 条、安衛法第 45 条）
- ②機械の点検を行う場合において、労働者に危険をおよぼすおそれがあったにもかかわらず、機械の運転を停止していない。（安衛法第 20 条）
- ③金属の溶断作業に従事する作業者に、じん肺用呼吸用保護具を使用させていない。
（安衛法第 22 条）
- ④じん肺健康管理状況を報告していない。（じん肺法第 44 条）
- ⑤有機溶剤を含有する塗料を用いた塗装作業に労働者を従事させているにもかかわらず、作業場に局所排気装置等を設けていない。また、空気中における濃度を 6 月に 1 回測定していない。（安衛法第 22 条、第 65 条）
- ⑥エチルベンゼン塗装業務に従事する労働者について、6 月以内ごとに 1 回特殊健康診断を行っていない。また、1 年以内ごとに、労働者の氏名、従事した作業の概要と従事期間、応急措置を記録して保存していない。（安衛法第 66 条、第 22 条）
- ⑦健康診断の結果、異常の所見が認められた労働者に対し、医師に意見を聞いていない。
（安衛法第 66 条）
- ⑧動力プレス、フォークリフトなど 1 年以内ごとに 1 回の特定自主検査を行っていない。
（安衛法 45 条）
- ⑨安全管理者、衛生管理者、産業医を選定していない。（安衛法第 11～13 条）
- ⑩特別有機溶剤を取り扱う作業場で、作業主任者を選任していない。（安衛法第 14 条）
- ⑪安全衛生委員会を毎月 1 回以上開催していない。（安衛法第 17 条）
- ⑫高さ 2 メートル以上の足場を使用させる際において、床材を転移し、又は脱落しないように二以上の支持物に取り付けられていない。（安衛法第 20 条）
- ⑬床面の穴・くぼみグレーチングの損傷・変形等で、安全通路が有効に保持されていない。
（安衛法第 23 条）

労働安全衛生法及び関係政省令の体系図



定期自主検査

定期自主検査を行うべき機械等 (記録は3年間保存)	検 査 時 期					
	作業開始時 (使用開始時)	月1回	6月1回	年1回	2年1回	特定自主 検査
1 ボ イ ラ ー		○				
2 小 型 ボ イ ラ ー				○		
3 第 一 種 圧 力 容 器		○				
4 第 二 種 圧 力 容 器				○		
5 小 型 圧 力 容 器				○		
6 ク レ ー ン (0.5 t 以 上)	○	○		○		
7 移 動 式 ク レ ー ン (0.5 t 以 上)	○	○		○		
8 デ リ ッ ク (0.5 t 以 上)	○	○		○		
9 エ レ ベ ー タ ー (0.25 t 以 上)		○		○		
10 建 設 用 リ フ ト (高 さ 10m 以 上)	○	○				
11 簡 易 リ フ ト (0.25 t 以 上)	○	○		○		
12 ゴ ン ド ラ	○	○				
13 動 力 プ レ ス 機 械	○			○		○
14 フ ォ ー ク リ フ ト	○	○		○		○
15 車 両 系 建 設 機 械	○	○		○		○
16 車 両 系 木 材 伐 出 機 械	○	○		○		
17 動 力 シ ャ ー	○			○		
18 動 力 遠 心 機 械				○		
19 化 学 設 備 等	○				○	
20 ア セ チ レ ン 溶 接 装 置 ガ ス 集 合 溶 接 装 置				○		
21 乾 燥 設 備				○		
22 局 所 排 気 装 置	○			○		
23 特 定 化 学 設 備 等	○				○	
24 シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー	○	○		○		
25 フ ォ ー ク ロ ー ダ ー	○	○		○		
26 ス ト ラ ド ル キ ャ リ ア ー	○	○		○		
27 ガ ン マ 線 照 射 装 置 (透 過 撮 影)	○	○	○			
28 不 整 地 運 搬 車	○	○			○	○
29 高 所 作 業 車 (作業床高さ2m以上)	○	○		○		○

(注) 絶縁用保護具、防具、活線作業用装置、器具、動力車、動力巻上装置については省略。

特定自主検査は、一定の資格をもつ労働者か、検査業者で行う必要があります。

就業制限（免許・技能講習）

令20条 号別	就 業 制 限 の 業 務		就 業 が 認 め ら れ る 資 格 (安衛則41条、別表3)	備 考
1	発 破 業 務	せん孔、装てん、結線、点火、不発の装薬または残薬の点検及び処理の業務	・発破技士免許 ・火薬類取扱保安責任者免状 ・保安技術職員国家試験 (甲、乙、丁 上級保安技等)	
2	揚 貨 装 置 運 転	制限荷重5t以上の運転業務 (船用デリック、クレーン)	・揚貨装置運転士免許	
3	ボ イ ラ ー 取 扱 (ボ則23条)	ボイラー取扱(令14条4号の小型を除く) 次のいずれかは ボ則23条 ①胴内径750mm以下でかつ、その長さが 1,300mm以下の蒸気ボイラー ②伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ③伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ④伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー (気水分離器を有するものは内径400mm 以下かつ内容積0.4㎡以下)	・ボイラー技士免許(特・1・2級) ・ボイラー技士免許 (特・1・2級) ・ボイラー取扱技能講習	・伝熱面積の合計 500㎡以上特級 (貫流のみ除く) ・伝熱面積の合計 25～500㎡未満 1級以上等作業 主任者留意
4	ボイラー・第一種 圧 力容器の溶接	溶接の業務(小型ボイラー、小型圧力を除く) 但し、ボ則 9条・55条 ①溶接部の厚さ25mm以下の溶接 ②管台、フランジ等を取り付ける溶接	・特別ボイラー溶接士免許 ・特別ボイラー溶接士免許 ・普通ボイラー溶接士免許	
5	ボイラー・第一種 圧 力容器の整備	①ボイラー(小型ボイラー及び上記3の①～④の ボイラーを除く)の整備 ②一定規模以上の第一種圧力容器の整備	・ボイラー整備士免許	
6	クレーン運転	つり上げ荷重5t以上の運転 (跨線テルハを除く)	・床上操作式クレーン運転技能講習 ・クレーン・デリック運転士免許	
7	移動式クレーン	つり上げ荷重1t以上の運転	・小型移動式クレーン運転技能講習 ・移動式クレーン運転士免許	
8	デ リ ッ ク	つり上げ荷重5t以上の運転	・クレーン・デリック運転士免許	
9	潜 水 業 務	潜水器を用い、かつ空気圧縮機もしくは手押ポンプ による送気またはポンベの給木を受けて、水中にお ける業務	・潜水士免許	
10	溶 接 等 業 務	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、 溶断、加熱の業務	・ガス溶接作業主任者免許 ・ガス溶接技能講習 ・保安技溶接、歯科免許等	
11	フ ェ ー ク リ フ ト	最大荷重1t以上の運転業務 (道路走行は道交法適用)	・フォークリフト運転技能講習等	
12	建 設 機 械	機体重量3t以上の運転(道交法適用) ・整地、運搬、積込機 ①ブルドーザー ②モーターグレーダー ③トラクターショベル ④ずり積機 ⑤スクレーパー ⑥スクレープドーザー 等 ・掘削機 ①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー 等 ・基礎工事機 ①くい打機 ②くい抜機 ③アースドリル ④リバースサーキュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーバードレーンマシン等 ・解体用機械 ①ブレーカー ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機等	・車両系建設機械(整地、運搬、積込、 掘削用)運転技能講習 ・その他、建設業法「建設機械施行技術 検定」職訓等 ・車両系建設機械(基礎工事事用)運転 技能講習 ・その他上欄と同じ ・車両系建設機械(解体用)運転技能 講習 ・その他上欄と同じ	昭53.1.1前の規則 による講習修了証 は、新安衛則81条 による修了証と みなされる。
13	ショベルローダー フォークローダー	最大荷重1t以上の運転 (道路走行は道交法適用)	・ショベルローダー等運転技能講習等	
14	不 整 地 運 搬 車	最大積載量1t以上の運転 (道路走行は道交法適用)	・不整地運搬車運転技能講習等	
15	高 所 作 業 車	作業床の高さ10m以上の運転 (道路走行は道交法適用)	・高所作業車運転技能講習	
16	玉 掛 け	1t以上の揚貨装置、つり上げ荷重1t以上のクレーン、 移動式クレーン、デリックの玉掛け業務	・玉掛け技能講習等 (注)揚貨、クレーン、移動式クレーン、 デリック運転免許等	(注)昭53.10.1以降 の資格者は認め られない。

特別教育を必要とする危険有害業務一覧表

則36 条号別	対 象 業 務【労働安全衛生法第59 条 労働安全衛生規則第36 条】
1	研削といしの取替、取替時の試運転業務
2	動力プレス機械の金型、シャアの刃部またはプレス機、シャアの安全装置、安全囲いの取付け取外し調整業務
3	アーク溶接機業務
4	高圧(直流750V 超 交流600V 超～7,000V 以下) 特別高圧(7,000V 超)の低圧の活線等の業務
5	最大荷重1t未満のフォークリフト運転業務(他に道交法適用有り)
5の2	最大荷重1t未満のショベルローダー、フォークローダー運転業務(他に道交法適用)
5の3	最大荷重1t未満の不整地運搬車運転業務(他に道交法適用)
6	制限荷重5t未満の揚貨装置運転業務
7	機械集材装置運転(集材機、架線、搬器、支柱及び附属物により構成、動力を用い原木等空中運搬設備)
8	胸高直径70cm 以上の立木伐木、直径20cm 以上重心偏、つりきり、かかり木、伐木等業務
8の2	伐木等の業務に係る特別教育(チェンソーを用いて立木伐木、かかり木処理又は造材業務)
9	機体重量3t未満不特定場所を自走できるものの運転(他に道交法適用) ・令別表7 の1 号(整地運搬積込機) ①ブルドーザー②モーターグレーダー③トラクターショベル④ずり積機⑤スクレーパー⑥スクレーブドーザー ・令別表7 の2 号(掘削機) ①パワーショベル ②ドラグショベル ③ドラグライン ④クラムシェル ⑤バケット掘削機 ⑥トレンチャー ・令別表7 の3 号(基礎工事機) ①くい打ち機 ②くい抜き機 ③アースドリル ④リバースサーキュレーションドリル ⑤せん孔機 ⑥アースオーガー ⑦ペーパードレーンマシン ・令別表7 の6 号(解体用機械) ①ブレーカー ②鉄骨切断機 ③コンクリート圧砕機 ④解体用つかみ機
9の2	令別表7 の3 号(基礎工事機、上記参考) 自走できないものの運転
9の3	同上(同上) 自走できるものの作業装置の操作
10	令別表7 の4 号(締固め用機械) ローラー運転業務(他に道交法適用)
10の2	令別表7 の5 号(コンクリート打設用機械)の作業装置の操作
10の3	ボーリングマシン運転業務
10の4	建設工事の作業で使用するジャッキ式つり上げ機械の調整または運転の業務
10の5	作業床の高さ10m 未満の高所作業車運転業務
11	動力巻上げ機の運転業務(電気ホイスト、エヤホイスト等)(除ゴンドラ)
13	令15 条第7 号の軌道装置等運転業務(除鉄道事業法、軌道法)
14	小型ボイラー取扱業務(令第1条4号の小型ボイラー)
15	クレーン運転(つり上げ過重5t未満及びつり上げ過重5t以上の跨線テルハ)
16	移動式クレーン1t未満
17	デリック5t未満
18	建設用リフト
19	玉掛け(1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリック)
20	ゴンドラ操作
20の2	作業室、気間室への送気のための空気圧縮機運転
21	高圧室への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作業務
22	気間室への送気、排気の調節を行うバルブ又はコックの操作業務
23	潜水作業への送気調節を行うバルブ、コックの操作業務
24	再圧室操作業務
24の2	高圧室内作業に係る業務
25	四アルキル鉛業務(令別表5 の四アルキル)
26	酸素欠乏危険作業にかかる業務
27	特殊化学設備の取扱整備、修理業務(令20条5号第一種圧力容器の整備を除く)
28	エックス線装置又はガンマ線装置を用いて行う透過写真の撮影業務
28の2	加工施設、再処理施設、使用施設等の管理区域における核燃料物質、使用済燃料(汚染物を含む)取扱業務
28の3	原子炉施設の管理区域内における核燃料物質、使用済燃料(汚染物を含む)取扱業務
29	粉じん障害防止規則第2条1項3号の特定粉じん作業
30	ずい道等の掘削作業、ずり、資材等の運搬、覆工のコンクリート打設等の作業
31	産業用ロボットの教示等の業務
32	産業用ロボットの検査・修理・調整等の業務
33	空気圧縮機を用いて自動車(2輪自動車を除く)のタイヤの空気充てん業務
34	廃棄物焼却施設(ダイオキシン類特別措置法)におけるばいじん及び焼却灰等を取り扱う業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の保守点検等の業務
35	廃棄物焼却施設の焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務及びこれに伴う焼却灰等の取扱業務
石綿則27	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業並びに石綿等の封じ込め、囲い込みの作業
除染電離則19	土壌等の除染等の業務又は廃棄物収集等業務
39	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)(H27.7.1 より)
40	ロープ高所作業に係る業務(H28.7.1 より)

安全と健康！！

これが働く人の活躍の基盤です



安全第一
SAFETY FIRST